

宇治山田商業高等学校
いじめ防止基本方針

↑ 策定・見直し

いじめ防止委員会

【構成員】

校長、教頭、生徒指導部（主任および担当）、人権教育担当、保健主事

※その他必要に応じて、主幹教諭、養護教諭、学年主任、教務主任、教育相談係、当該担任、当該部顧問、また臨床心理士、学校関係者評価委員などの外部専門家等を加えるものとする。

- 学校いじめ防止基本方針の策定と見直し、校内外への発信
- いじめ防止対策年間計画の策定と取組評価
- 校内研修会の企画・実施
- 教育相談、いじめアンケート、教員や生徒等による情報の整理・分析・記録
- いじめの疑いがある案件への調査・事実確認・認知
- いじめ解消にむけた対応
- 配慮が必要な生徒への支援方針



年間計画等



情報等の報告



連携促進

未然防止

- 学習指導の充実
 - ・授業規律の徹底
 - ・「わかる」授業づくり
 - ・公開授業の実施
 - 特別活動の充実
 - ・ホームルーム活動の充実
 - ・体験活動の充実
 - 生徒会活動の充実
 - ・いじめ防止のための挨拶運動実施
 - 人権教育の充実
 - ・人権L H Rの充実
 - 情報教育の充実
 - ・情報モラル指導の充実
 - ・外部講師による講演の実施
 - 校内研修の実施

早期発見

- 情報の収集
 - ・教員の観察、養護教諭による情報
 - ・生徒、保護者、地域からの情報
 - ・学期に1回以上のアンケート調査実施
- 教育相談体制の充実
 - ・教育相談の定期実施
 - ・スクールカウンセラー（教育相談専門員）の活用
 - ・いじめ相談機関の周知
- 情報の共有
 - ・情報交換会の定期実施
 - ・管理職への報告
 - ・職員会議等での情報共有
 - ・学級担任等の教員間での申し送り

保護者・地域との連携

- ・学校いじめ防止基本方針の周知
- ・P T A活動の充実
- ・学年、学校だよりの発行
- ・保護者会の定期開催
- ・地域の会議、行事への参加
- ・インターネットの実施
- ・学校関係者評価委員の委嘱
- ・学校行事への招待

教育委員会との連携

- ・いじめ事案の報告
- ・人的支援の要請

関係機関との連携

- ・学校警察連絡協議会の参加
- ・児童相談所との連携